
No. 21

2003年8月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第21回委員会の内容……………P.1
 - 第21回委員会の資料より抜粋……………P.8
 - 配布資料リスト……………P.22
 - 委員会 委員リスト……………P.23
 - これまで開催された会議等について……………P.25
 - 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P.26
-

平成15年5月16日(金)、第21回委員会が行われました。



【東洋ホテルにて】

第21回委員会の内容

委員会および各部会の状況報告が行われたあと、住民参加部会で検討されていた一般意見の聴取・反映に関する提言が確定され、国土交通省に提示されました。その後、河川管理者より、河川整備計画策定に関する説明資料（第1稿）のダム計画の見直し案についての説明が行われ、意見交換が行われました。また、委員会終了後、記者説明会が行われました。

第21回委員会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年5月16日（金） 13：30～18：15

場 所：東洋ホテル 2階 大淀の間

参加者数：委員41名、河川管理者23名、一般傍聴者430名

1 決定事項

資料2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」(2003.1.17に確定した流域委員会提言の追加提言となるもの)を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。

2 審議の概要

第20回委員会の報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」に基づき、委員会、地域別部会、テーマ別部会の今後の進め方等について報告が行われた。

一般意見の聴取・反映に関する提言について

資料2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」について説明が行われた後、「1 決定事項」に記したとおり、資料2を流域委員会の提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(以下、説明資料(第1稿))のダム部分に関する説明と質疑応答、意見交換

説明資料(第1稿)のダム部分に関する説明

河川管理者より、前回委員会にて説明のあった2ダムを含む5つのダムについて、検討の見通しと整備計画原案の記述についての説明が行われた後、資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて河川管理者より説明が行われた。主な説明内容は「3 主な説明と意見」を参照。

質疑応答、意見交換

河川管理者からの説明が行われた後、委員から、ダムの検討の進め方に関する確認、見直し

案の説明や今後の検討方向に対する意見が出された。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者7名から、「住民意見を聴いていく上でファシリテーターの位置づけが重要だ」「琵琶湖の環境保全を目的とした丹生ダム計画は妥当。早急に結論を」「水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの湧水シミュレーション内容が不適切」「市民生活の安全確保のために大戸川ダム建設を」「湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入るなど、何が起きるか分からないのがダム建設。慎重な討議を」「気象の変動も考慮して余裕を持った計画を」「ダムの良い面だけを説明している。原資料をもとに議論すべき」等の発言があった。

3 主な説明と意見

説明資料(第1稿)のダム部分に関する説明

ダムの検討に関する説明

河川管理者より、前回委員会にて説明のあった2ダムを含む5つのダムについて、検討の見通しと整備計画原案の記述について下記の説明が行われた。

「今年の夏時点で策定予定の河川整備計画原案(法定手続上、厳密には原案(案)であるが、便宜上、以下原案と呼ばせて頂く)には"調査検討する"と記述し、調査を継続したいと考えている。調査検討の結果については、この流域委員会や自治体、住民に説明して意見を頂くことを予定している。計画に実施と位置づけられるまでは本体工事には着手せず、地域生活に必要な道路や防災上途中でやめることが不適当な工事のみを行う」

丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダム計画の見直し案についての説明

資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて河川管理者より説明が行われた。

<丹生ダム、大戸川ダム計画の見直し案>

- i. 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響および異常湧水時の緊急水の補給
 - ・琵琶湖の生態系保全のために行う施策は緊急に実施する必要がある。
 - ・洪水期制限水位の変更等の琵琶湖の水位操作の変更は、基本的に、大雨の時の水位を高めることになり、浸水被害が拡大し治水上のリスクが生じる。そのため何らかの措置が必要であり時間を要するほか、琵琶湖周辺住民の理解が得にくく、直ちに実行することは不可能。
 - ・節水は流域の住民や工場などの平常時からの協力が不可欠だが、住民等の理解を得るためには時間が必要。また、効果は長期間では徐々に現れるが短期間では限定的。
 - ・残る方策として、琵琶湖に直接補給する貯留施設および琵琶湖下流河川に水を振替補給する貯留施設が緊急に実施可能。
 - ・琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常湧水時に下流に補給可能。
- ii. 亀岡地区の浸水対策
 - ・狭窄部上流の亀岡地区の浸水対策は重点的に実施する必要がある、水田の貯留機能強化、森林の保水機能、宅地嵩上げ、遊水池の対策が考えられる。

・京都府は、昭和57年出水規模で当面計画として河川改修事業を重点的に進めているが、当面計画以降の河川改修は一部保津峡入口部の河道改修が含まれている。しかし、当面は狭窄部を開削するといった、下流への流出増を伴う河川改修は望ましくないため、残る浸水被害に対して当面の対応として、日吉ダムの治水容量の増量が1つの対策として有効。このため、京都府の整備計画と調整を図る。

ii. 貯留施設の必要性、緊急性

・琵琶湖の生態系保全のための施策は緊急に実施する必要がある。その1つとして琵琶湖に直接補給、あるいは間接的に振替補給する貯留施設が緊急に必要。
・琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常湧水時に下流に補給可能。
・桂川の亀岡地区の浸水被害軽減対策の1つとして、日吉ダム治水容量確保のための利水容量振替を検討する必要がある。
・丹生ダムおよび大戸川ダムは既にほぼ用地買収済みであり、上記の目的を早急に達成できる施設として可能性がある。これら以外に早急に実行可能で有効な貯留施設はない。

iv. 丹生ダム計画の見直し案

・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常湧水時に緊急水を補給できる。
・姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。農業用水等の削減により流量を確保することは極めて困難。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生に有効。
・姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要。このためには、丹生ダムの建設が有効。なお、滋賀県の整備計画との整合を図る。
・今後、調査検討しなければならない事項は次の通り。琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について。貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査。土砂移動の連続性を確保する方策の検討。利水について、早急な水需要の精査確認。

v. 大戸川ダム計画の見直し案

・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダムからの振り替え補給と丹生ダムからの補給の連携運用が有効。振り替え補給に必要な水量と運用方法の検討が今後の課題。
・狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要がある。日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、大戸川ダムへの利水容量の振り替えが有効。
・大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要。このためには、大戸川ダムの建設が有効。なお、滋賀県の整備計画との整合を図る。また、大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。
・今後、調査検討しなければならない事項は次の通り。琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査・検討。日吉ダムの利水容量の振り替えについての検討。貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は

環境等の諸調査。土砂移動の連続性を確保する方策の検討。利水について、早急な水需要の精査確認。

<余野川ダム計画の見直し案>

- ・猪名川の現状と治水上の課題、猪名川の河川整備の考え方
- ・狭窄部上流の浸水被害の軽減対策：代替案の比較検討
 1. 既存施設の活用（貯留施設、森林の保水機能、田畑の保水機能）
 2. 既存ダムの有効利用（一庫ダムの放流操作の変更、洪水前の予備放流、堆砂容量の有効活用、利水容量の振り替え、高上げ）
 3. 新たな施設での対応（バイパストンネル、分水路、新たな遊水地の設置）
 4. その他の方法（土地利用誘導などのソフト対策）上記代替案のうち、実施可能で有効な案は次の通り。
既存貯留施設の活用、一庫ダムの有効利用（放流操作の変更、堆砂容量の有効活用、余野川ダムへの利水容量の振り替え）、新たな遊水池の設置、ソフト対策
 1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替えおよび新たな遊水地の設置が有効である。
 2. ここで、既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設としては、余野川ダムが有効である。
 3. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を軽減するために、兵庫県の整備計画と調整を図る。
なお、全ての対策を実施しても、既往最大規模の洪水に対する浸水被害は軽減できない。狭窄部下流の河川整備の状況次第では、狭窄部の開削が浸水被害の軽減対策の1つとなる可能性があるため、狭窄部開削が浸水被害の軽減対策になりうるのか、検討を行う。
- ・下流部の浸水被害の軽減効果
余野川ダムの下流部浸水被害軽減効果について。昭和35年8月実績洪水、昭和28年9月実績洪水、昭和28年9月洪水の1.2倍・1.5倍・1.8倍の氾濫シミュレーション。
- ・余野川ダム事業の進捗状況について
余野川ダムは昭和58年に建設採択され、現在は本体工事のための関連工事を実施中。導水トンネルは概成、用地は約99%取得済。
- ・まとめ
 1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替え、新たな遊水地の設置が有効である。
 2. 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。
 3. 余野川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。
- ・今後、調査・検討しなければならない事項
 1. 余野川ダムの貯水池規模の見直し、並びに余野川ダムおよび一庫ダムの貯水池運用の変更を行う場合の環境等の諸調査。
 2. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
 3. 利水について、早急な水需要の精査確認。



<主な意見交換>

一般的な意見

- ・この河川整備計画策定のプロセスは、従来の方式と異なり、委員会が河川整備の理念を示した提言を提示し、河川管理者がそれに基づいて具体的な整備計画案を作成する過程にきている。今回、整備計画において最も利害が対立するであろうダムについての考え方が示された。これに対して、一定の時間、範囲にはなるが、委員会は議論を積み重ねて具体的な意見をきちんと言うべき。まさに委員会の力量が計られる。(委員長代理)
- ・「ダム計画の見直しについて、調査検討が続いている間は、基本的に本体工事は実施しない」と河川管理者が明言された点については、従来のやり方から言えばかなり思い切った発言である。(委員長代理)
- ・本来ダム建設の目的の1つであった利水に関する精査確認について説明がないまま、利水容量確保という本来の建設目的を、環境容量確保や既存ダムからの利水容量の振り替えに変更すると説明されたが、こんなことが許されるのか。
- ・丹生ダム建設の目的の1つであった「淀川水系下流域のための利水容量確保」について説明がないまま、本来の建設目的が変更されている。なぜダムの必要性が変わったのかということについて議論をする必要がある。
- ・新規ダムの建設目的であった水資源開発について説明がないまま、既存ダムから利水容量を抜き取って計画中のダムの建設目的に振り替えるという説明を聞いていると、国土交通省が公共事業の許認可から計画、変更、管理まで行う仕組みでは歯止めがきかないのではないかと、住民の意見が反映されないのではないかと感じる。許認可を下す機関と計画する機関は別の仕組みが必要ではないか。
- ・河川管理者のダム計画の見直しの説明は、治水、利水を優先し、環境を後回しにしている印象を受けた。最初から環境を明確に位置づけて検討して頂きたい。

ダム計画の調査検討のスケジュールと委員会の関わりについて

- ・ダム計画については、調査検討を継続するということが、今後、委員会はどのように関わっていけばよいのか。調査検討のやり方や改善点等について意見を言えばいいのか。また、夏に策定予定の河川整備計画原案の時点で「調査検討を継続する」と記述されるのであれば、夏以降に出る調査検討の結果について、委員会が意見を述べる場を失うのではないかと。
調査検討のやり方や改善点等についてご意見を頂くことはもちろん、調査検討の結果が出た時点で委員会に説明してご意見を頂きたいと考えている。調査検討の期間は、各ダムにより異なるが、1~2年程度ではないかと思っている。(河川管理者)
調査検討が終わったダムから順次、この委員会に説明をしていきたいと考えている。(河川管理者)
- ・治水と利水のプラス面と環境のマイナス面が天秤にかけられるような状態でなければ、バランスのとれた評価はできない。それはいつできるのか。
流域委員会の提言の理念に沿って見直しを行っているため、従来の計画とはかなり変わっている。しかし、利水の精査確認も含めた調査検討があと数ヶ月ではできないため、夏に策定予定の河川整備計画原案では、ダム計画について「調査検討」と位置づけ、地域生活に必要な道路や防災上途中でやめることが不適當な工事のみを行う以外は、「実施」としない、また「実施」と位置づけられるまで本体工事は原則行わない、としている。(河川管理者)

ダム以外の事業も含めて「検討」と記述したものに対しては、調査検討の妥当性や、やり方、方向性が適切か等を議論頂き意見して頂きたい。(河川管理者)

検討プロセス、代替案の比較について

- ・多目的ダムのコストを誰がどのように負担するのか、というコストアロケーションの検討を行い、ダムの必要性と合わせて議論し精査する必要がある。
そういったことも検討し、実施の段階として委員会に提案するときには、財源やコストアロケーションの問題についても示すのが当然だと考えている。(河川管理者)
- ・ダム計画の見直しを進めていく上では、河川の汚染や水没する森林といった自然環境の経済的な評価について検討が必要。植木1本の環境保全効果を分析できる手法も開発されている。
- ・費用効果分析、費用便益分析の両方が必要。その際には、これまでに費やした費用も含めて代替案比較を行うべきだ。余野川ダムの説明では、代替案を実施するために必要な全事業費と、今後必要なダム事業費が比較検討されていたが、これでは不公平。過去に費やされたダム事業費も含めて比較検討すべきだ。
- ・余野川ダムの代替案の説明で、水田のあぜ道を高くして遊水効果を生み出す案について、「社会的影響が大きい」との評価がされていた。その意味も含めて説明頂けるとそれを克服する方法についての検討も可能となる。

住民参加、住民意見の反映について

- ・ダム計画に住民意見がきちんと聴取・反映されるよう提言に沿って何らかの記述が欲しい。
- ・ダムのように大規模な予算を使って実施される公共事業では、地元だけが「関係住民」ではない。一般意見聴取・反映に関する提言に記述されている「関係住民」という言葉の規定をよくご理解頂きたい。

今後の審議の進め方

- ・今後開催される地域別部会やテーマ別部会では、ダム計画の見直し案の中身について議論をして頂きたい。本日の説明では不十分な点、不鮮明な点等について、委員から事前に質問や意見を提出して頂き、それを踏まえた上で、各部会では調査検討のやり方や妥当性等を議論を積み重ねて、河川管理者に意見を言って頂きたい。(委員長代理)
- ・ダム計画見直しの調査検討に1~2年を要し、その調査検討の結果を本流域委員会に説明して意見を聴きたいと河川管理者が考えている以上、流域委員会も解散するわけにはいかないのではないかと個人的には考えている。しかし、今後の流域委員会の運営については、委員の意見を聞いた上で決めていきたい。(委員長)

その他

- ・今回のダム計画の見直し案が事前に新聞報道されていたが、記事に接した一般の読者は「やはりダムがつくられるのか」という印象を持ち、委員会での議論に支障が出てしまう。慎重に情報を管理して頂きたい。
昨日の夜から多くの取材を受けたが、全てのメディアに対して、「委員会で説明する」と対応した。近畿地方整備局からは何も情報提供していない。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者7名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・水余りの現状を考えると、一庫ダムから余野川ダムに利水容量を振り替える必要があるとは思えない。
- ・ダム計画の見直しの調査検討の結果については、住民にも意見を聴くと説明をされていたが、そのスケジュールについて河川管理者にお聞きしたい。
調査検討の結果が出たダムから順次、住民の皆さまに説明をしていきたいと考えている。その際には、委員会から頂いた一般意見の聴取反映に関する提言の中でできるものはすぐにも実施していきたいと考えている。(河川管理者)
住民意見を聴いていく時には、資料2に記載されているファシリテーターの位置づけが重要だ。中立、公平なファシリテーターを育成していく必要がある。
- ・琵琶湖の水位低下や高時川の瀬切れ解消など河川環境保全を目的とした丹生ダム計画は十分理解できるものだ。地元住民としてはできる限りの協力をしたいと思っている。丹生ダム建設のための調査検討に1~2年をかけているのは、地元住民の考え方も変わってきて、大変大きな問題が起こってくる。早急に結論をお願いしたい。
- ・第9回委員会で意見を発表した下流の淀川流域の農業用水の慣行水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの湯水シミュレーション内容が不適切だった。同じようなことが、他の検討についてもあるのではないかと。今後の検討をお願いしたい。
- ・太古より洪水に悩まされてきた大戸川流域の安全と安心を確保するために、行政と地域住民が一丸となって大戸川ダム建設を進めてきた。利水や環境も重要だが、治水のためにダム建設を進めて頂きたい。また、大戸川ダムの適切な運用により環境流量を確保し、清流がよみがえるような事業をお願いしたい。
- ・先日、奈良県の大滝ダムで湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入って問題となったが、何が起きるか分からないのがダム建設だ。有識者等の意見を聴きながら住民とともに、本当にダムが必要なのかどうか、慎重な討議をお願いしたい。
- ・現在、気象が非常に大きく変動している。どのような変動が起きるか分からないということを考えて、余裕を持った計画が必要だ。湯水を我慢するというのであれば、一庫ダムに2年間水を貯めずに自然に戻すくらいのことや、検証する必要がある。
- ・本日のダム計画見直しの説明では、ダムの良い面だけが説明されていた。河川管理者は、例えば、余野川ダムの代替案の1つとして、猪名川の河道掘削の原資料を持っているはずだ。委員会に提出されている資料だけではなくて、原資料をもとに議論すべきだ。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第21回委員会の資料より抜粋

資料2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」について説明が行われた後、流域委員会の提言とすることが了承され、河川管理者へ提示されました。
以下に、資料より主な部分を抜粋して掲載いたします。

目次

河川管理者に対する河川整備計画策定時における 一般意見の聴取反映方法について(案)

はじめに

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1. 現時点における整備局の取り組み | 6. 「めやす」(判断基準) |
| 2. 整備局の取り組みについての評価 | 7. 反映の態様 |
| 3. 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催 | 8. 意見反映の過程・結果の情報公開 |
| 4. 結果の反映方法について | 9. 説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方 |
| 5. 意見が対立して一定の結論に導くことが困難な場合の取り扱いについて | 10. 本抄で用いた用語の説明 |

はじめに

淀川水系流域委員会(以下、委員会という)は、国土交通省が河川法に基づいて淀川水系の河川整備計画を策定するにあたり意見を述べるとともに、関係住民の意見反映方法について意見を述べを目的として平成13年2月に設置され、そのことを委員会規約第2条に定めている。

委員会は、約2年間にわたる検討の結果、平成15年1月17日に提言「新たな河川整備をめざして」を近畿地方整備局(以下、整備局という)に提出した。この提言の4-8「住民参加のあり方」において、「河川管理者が河川整備計画を策定するにあたり、どのように住民意見を聴取・反映すべきか」の具体的方法を別冊で提案することとした。本抄は、この課題について考察し、提案するものである。

河川法(平成9年6月4日改正)第16条の2は、河川管理者は河川整備計画の案を作成しようとする場合において「必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。

3. 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催

(1) 提言における討議、討論

委員会は、その「提言」(030117版)の4-9「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」(1)河川整備計画策定時2)住民との連携・協

で、次のように提言している。

- ・(前段階)幅広く「討議」すること。
- ・(前段階)意見聴取にとどまらず、深い「討論」を行うこと。

(2) 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方

この提言により、整備局は、今後、説明資料第1稿および内容シート第1稿について、その中に「実施」「検討」などの判断に至る過程で行われた各種検討・代替案などの説明を補充するとともに、住民、住民組織、地域組織などに理解しやすくした上で、住民、住民組織、地域組織等に対して説明するのみにとどまらず、河川法第16条の2に定める「公聴会」を開催すべきである。

この公聴会は円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」とし、河川管理者と参加住民、住民組織、地域組織などが委員会と同様に公開で討議、討論を行い、議事録などは全て公開されるべきである。もちろん一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。

この円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」は、関係住民と行政および住民相互の意見交換の場であり、進行・促進の役割を担う人物(いわゆるファシリテーター)を置いて行うことが望ましい。この進行・促進役は、河川管理者、関係住民等から中立の立場にあり、信頼・信望があり、また、決断力、とりまとめ能力に優れた有能な人材が求められる。

ここでは、河川管理者が説明資料第1稿を作成する過程で検討された種々の案の中から、どのような考え方で「実施」を選択したか、今後関係住民等との合意形成についてどのように考え、取り組むのか、などが明らかにされ、また、関係住民等からも「実施」と選択された事業について、その利害得失を含んだ意見、提案、代替案が提出され、それらを含め、お互いが納得ゆくまで議論すべきである。

(3) 整備計画への反映

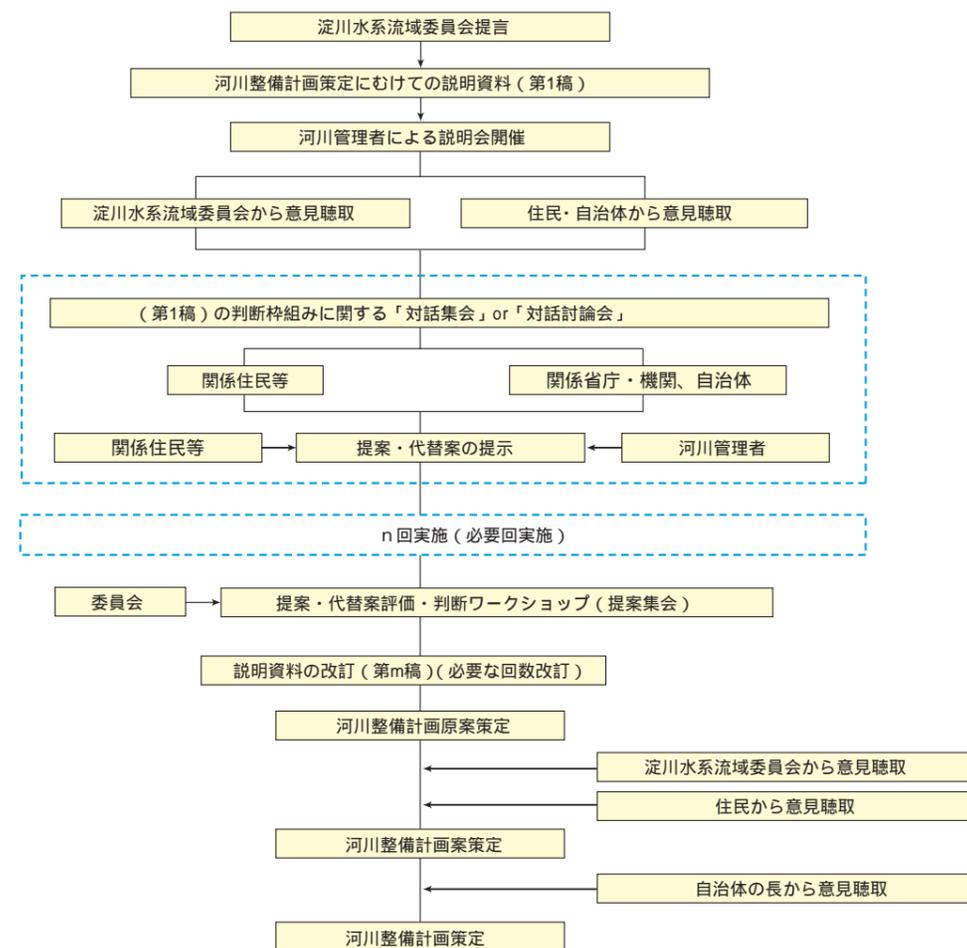
この議論の過程と結果をどのように整備計画に反映するのかについては、どこまで議論し、どのように反映すれば「反映した」ことになるのか、法的な、あるいは一般的な定義はないが、議論や意見交換の中での河川管理の専門家・技術者としての整備局の迅速かつ誠意ある対応により相互の信頼・安心関係を醸成すべきである。

住民や住民団体、地域組織等の意見、提案、代替案の提出に対しては、整備局は見解(書)を出し、それに対する住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返し、一定の「めやす」(判断基準)に基づいて判断し、計画に反映されるべきであるが、反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法なども関係住民等と話し合って決めるべきである。

図1に河川整備計画策定に向けてのフロー案を示す。

なお、整備計画策定後も一般意見を反映させることが望まれるが、この場合、図1に示したフロー案を基本とし、さらに状況に対応した柔軟な聴取方策をとることが重要である。

図1 河川整備計画策定に向けてのフロー案



(4) 開催方法と留意事項について

1) 河川管理者は進行・促進役(ファシリテーター)の候補者を選び、委員会の意見を尊重し、決定する。

- | | |
|------------------|----------------|
| 候補者として適切な要件 | 社会的な大義を持っている人 |
| 異なった意見や立場を理解できる人 | (公平性、平等性など) |
| コミュニケーションに長けた人 | お互いが信頼し、信頼できる人 |
| 自分の意見を主張しない人 | |

2) 「対話集会」、「対話討論会」の円卓につく関係住民は、次の方法で選ぶ。

- 河川管理者は、「対話集会」、「対話討論会」のテーマを決め、円卓会議に参加する人を会議のテーマを明記して募集する
- 参加を希望する関係住民は、応募時に意見書を提出する
- ファシリテーターは、意見書および会議の円滑な運営確保を考慮して、円卓につく人を選ぶ

選ばれなかった人の意見は、円卓会議の資料として配布し、会議で発表する
ファシリテーターは、河川管理者と委員会に人選の過程および結果を報告する

なお、何らかの事情により、応募できなかった関係住民は、文書で河川管理者に意見を
送ることができる。

…… (後略) ……

4. 結果の反映方法について

- (1) 河川管理者は、「対話集会」、「対話討論会」で聴取した意見をどのように河川整備計画に反映すべきかを委員会に諮問することができる。
- (2) 諮問を受けた委員会は河川管理者が住民・住民組織・地域組織から聴取した提案や代替案をどのように整備計画に反映すべきかを検討し、河川管理者に報告する。

5. 意見が対立して一定の結論に導くことが困難な場合の取り扱いについて

対話集会、または、対話討論会（ワークショップ等）で意見が対立して進行・促進役（ファシリテーター）が一定の結論に導くことが困難と判断した場合、一旦終了を宣言し、河川管理者と委員会にその旨を報告する。

報告を受けた河川管理者は、委員会に検討を依頼することができる。

依頼を受けた委員会は、討論の過程等を総合的に審議し、委員会としての意見を河川管理者に報告する。審議にあたっては、委員会は、次のような対応を行うことができる。

重ねて関係住民の意見聴取を行う

専門家の意見を聴く

河川管理者は、委員会の報告を参考にして最終の意思決定を行う。

8. 意見反映の過程・結果の情報公開

- (1) さまざまなメディアを活用する。
- (2) さまざまな場を設定する。
- (3) さまざまな機会を設定する。
- (4) 常設窓口・広報担当者を設置する。

9. 説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方

- (1) 住民等にわかりやすい表現と配慮が必要である。
- (2) 難解な表現や用語の使用、誤解を生じるような表現を避ける。
- (3) 複数の解釈が生じるような表現は避ける。
- (4) 図表を多用する。
- (5) 論点の図表化をはかる。
- (6) 従来との対比表を作成する。
- (7) 用語集を添付する。
- (8) データや資料を充実する。
- (9) 複数の案の検討など判断形成過程を説明する。

河川管理者説明資料より

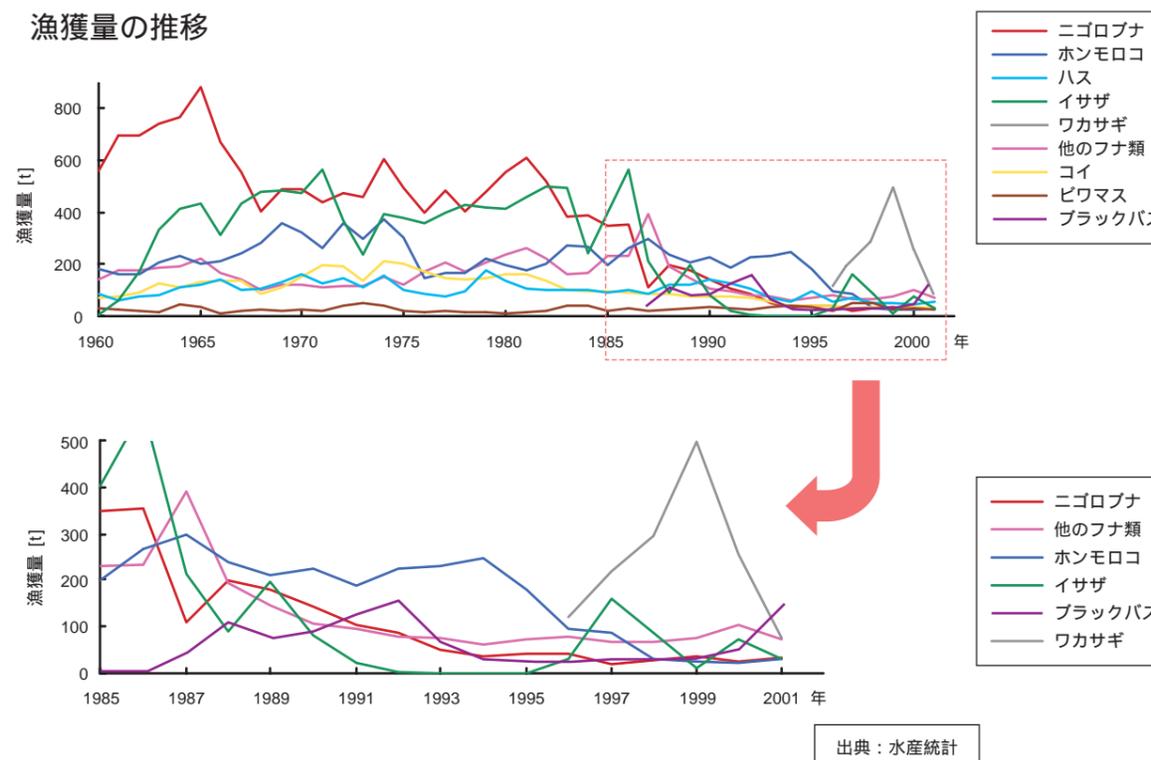
河川管理者より、資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて、ダム計画の見直しに関する説明が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

資料3 - 1 「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」より

- 第1編 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減および異常渇水時の緊急水の補給
- 第2編 淀川の狭窄部上流（亀岡地区）の浸水対策
- 第3編 貯留施設の必要性・緊急性
- 第4編 丹生ダム計画の見直し案
- 第5編 大戸川ダム計画の見直し案

第1編—第1章「琵琶湖の生態系」より

漁獲量の推移



出典：水産統計

琵琶湖固有種であるニゴロブナ等の漁獲量は、特に1980年代以降、激減しています。

急速な水位低下とコイ科の産卵環境について

ニゴロブナ、ゲンゴロウブナ等(コイ科)の魚類はヨシ帯等の浅い水域の水草等に産卵します。その孵化までの期間は約1週間～10日間で、ここで急速な水位低下が生ずると卵が水中から水上に干出・乾燥し、卵にとって致命的となります。

孵化後の前期仔魚(卵黄)の期間の約10日間も、成育・成長にとって極めて大切な期間であるため、急速な水位低下が生ずると、仔魚の個体に悪影響を与えられと考えられます。

もともとコイ科の魚類は、降雨後に多く産卵することがわかっています。

水位低下の影響を受けやすいコイ科魚類の産卵・生息場(ヨシ帯)



琵琶湖水位B S L 013m H14718



琵琶湖水位B S L 054m H14820

守山市今浜町

わずかな水位低下により、コイ科魚類の産卵・成育場であるヨシ帯が干出します。

水位低下による干陸化



琵琶湖水位B S L 10mの状況 H6831



延勝寺・尾上地区



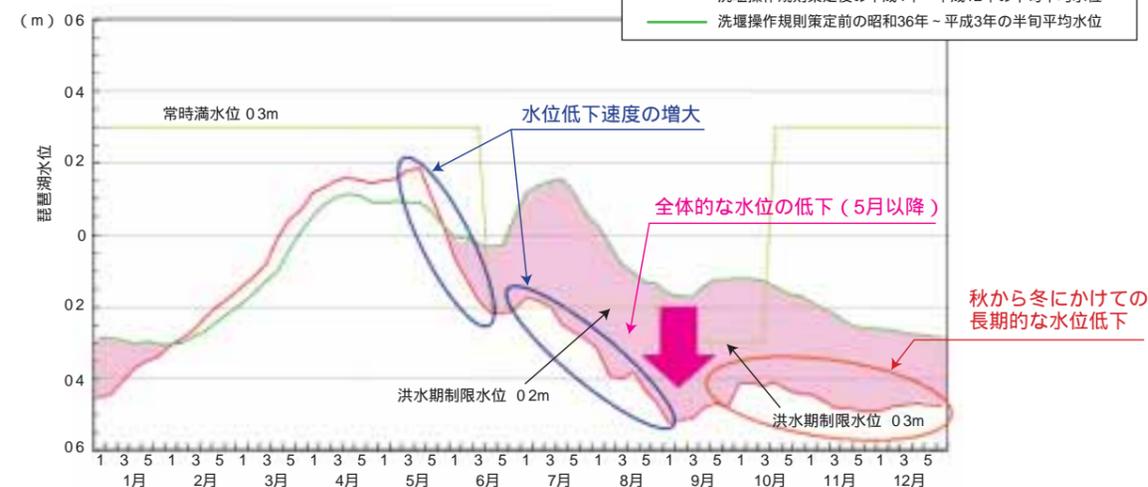
大幅な水位低下により、広い範囲にわたって干陸化しています。

第1編—第2章「琵琶湖生態系、特に魚類等の産卵生息環境保全のための考え方」より

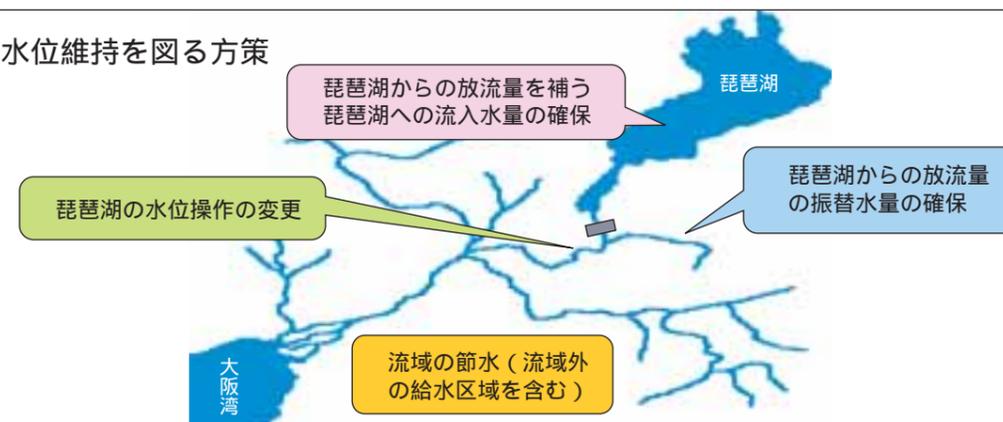
琵琶湖生態系、特に魚類等の産卵生息環境保全のための考え方

- 1) 急速な水位低下の抑制
- 2) 長期的な水位低下の軽減

琵琶湖水位図(琵琶湖総合開発前後比較)



琵琶湖水位維持を図る方策



第1編 まとめ

琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減

琵琶湖の生態系保全のために行いする施策は緊急に実施する必要があります。

洪水期制限水位の変更等の琵琶湖の水位操作の変更は、基本的に、大雨を迎えたときの琵琶湖の水位を高めることになり、浸水被害が拡大し治水上のリスクが生じます。そのため何らかの措置が必要であり時間を要するほか、琵琶湖周辺住民の理解が得にくく、直ちに実行することは不可能です。節水は流域の住民や工場などの平常時からの協力が不可欠ですが、住民等の理解を得るためには時間が必要です。また、その効果は長期間では徐々に現れますが短期間では限定的です。

残る方策として、琵琶湖に直接補給する貯留施設および琵琶湖下流河川に水を振替補給する貯留施設が緊急に実施可能です。

たとえば、平成6年の渇水時に20日間琵琶湖の水位を保持するためには15,000万 m^3 必要です。

異常渇水時の緊急水の補給

琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常渇水時に下流に補給することができます。

第2編—第2章「亀岡地区の浸水被害と治水対策の必要性」より

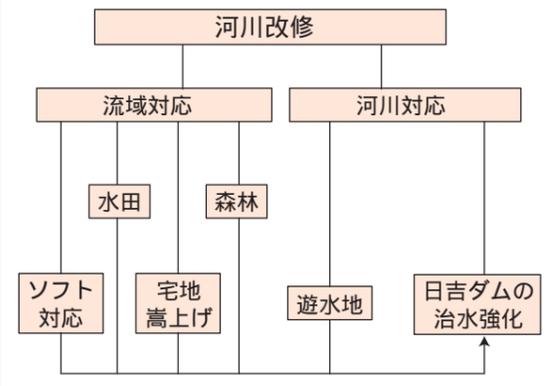
(1) 亀岡地区の浸水被害



昭和57年8月出水

出典：桂川（保津工区）河川改修事業（京都府）

(5) 亀岡地区の治水対策(案)



河川改修は、上下流のバランスを考慮して京都府が実施中

第3編より

貯留施設の必要性・緊急性

- 琵琶湖の生態系保全のために行う施策は緊急に実施する必要があります。その1つとして琵琶湖に直接補給する貯留施設および琵琶湖下流河川に振替補給する貯留施設が緊急に必要です。
- 琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常渇水時に下流に補給することができます。
- 淀川水系における狭く部上流の治水対策はいずれも緊急に行う必要があります。このうち桂川の亀岡地区の浸水被害軽減対策の一つとして、日吉ダム治水容量確保のための利水容量振替を検討する必要があります。
- 丹生ダムおよび大戸川ダムは既にほぼ用地買収済みであり、1, 2, 3の目的を早急に達成できる施設として可能性があります。なお、これら以外に早急に実行可能で有効な貯留施設はありません。

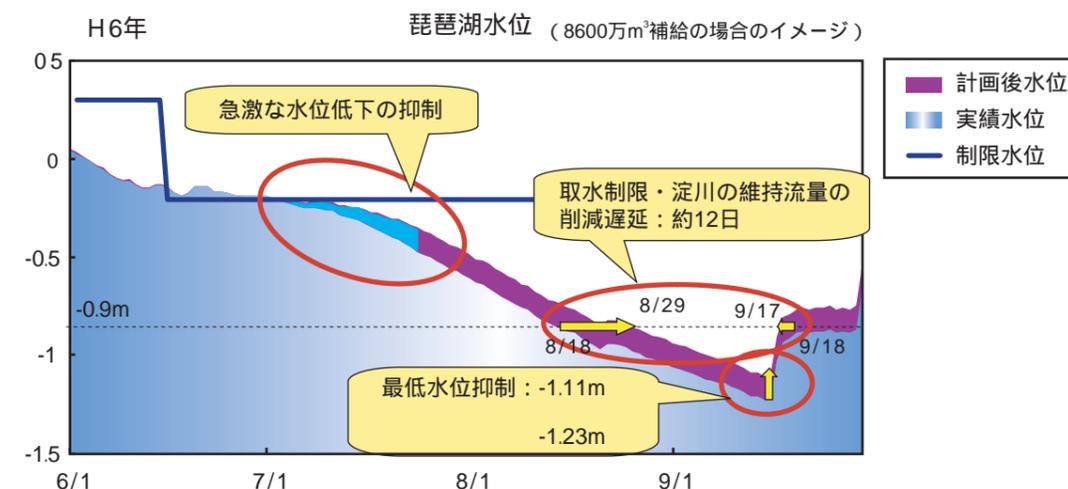
第4編—第1章「琵琶湖環境改善」より

琵琶湖環境改善のための容量

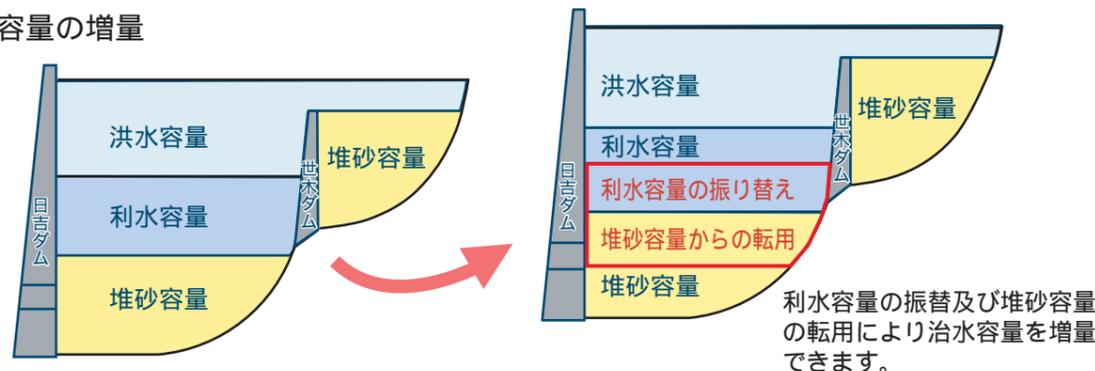
流入河川によって、琵琶湖に対し、仮に、50m³/sの補給を20日間行うとすると、そのために必要な水量は、約8,600万m³となります。
仮にその水量を使ってシミュレーションすると次のような効果があります。

琵琶湖上流域の貯水池による補給の効果

琵琶湖への補給により、急激な水位低下を抑制させます。更に取水制限・淀川の維持流量の削減を遅らせることができます。



治水容量の増量



利水容量の振替及び堆砂容量の転用により治水容量を増量できます。

日吉ダムの治水容量の増量（評価、課題）

治水容量を増量することで亀岡地区の浸水被害の軽減が図れますが、振り替え容量をより効果的に運用することを検討する必要があります。
利水容量振替の検討にあたっては渇水が頻発している状況に配慮する必要があります。

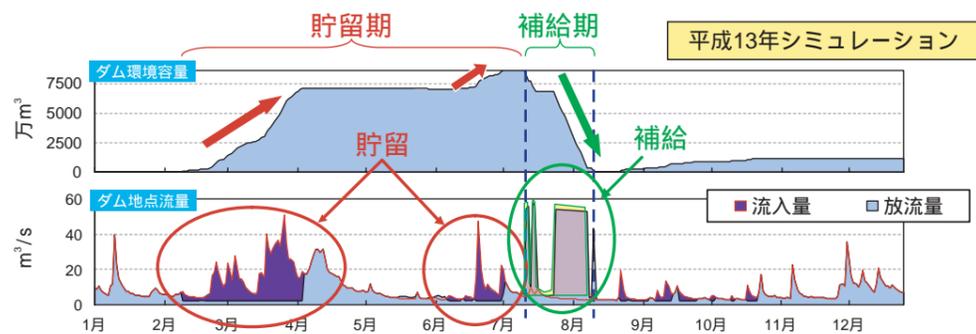
第2編 まとめ

亀岡地区の浸水対策

狭窄部上流の亀岡地区の浸水対策は重点的に実施する必要があります。
京都府は、昭和57年出水規模で当面計画として河川改修事業を重点的に進めています。当面は狭窄部を開削するといった、下流への流出増を伴う河川改修は望ましくないため、残る浸水被害に対して当面の対応として、日吉ダムの治水容量の増量が一つの対策として有効です。
このため、京都府の整備計画と調整を図ります。

第4編—第4章「丹生ダムの必要性・緊急性」より

琵琶湖環境改善および姉川・高時川環境改善のための水量の確保



琵琶湖環境改善および姉川・高時川環境改善のための水量は、琵琶湖および下流河川へ影響を及ぼさない範囲で、春先の融雪出水や梅雨期の出水をダムに貯留することで確保します。琵琶湖環境改善および姉川・高時川環境改善のための水量は、毎年ほぼ確保できることを確認しています。試算の結果、琵琶湖への補給開始前までに年当り8,000～10,000万m³程度ダムへ貯留する計算結果を得ています。

第4編—第5章「丹生ダムが下流河川および琵琶湖に及ぼす影響」より

(4) 土砂移動

4)まとめ

丹生ダムによる姉川・高時川への影響は、現状で数多くの河川横断構造物、砂防ダムが存在していることと合わせて考える必要があります。また丹生ダム流域の山林面積は北湖流域全体の山林面積の5.4%であり、丹生ダムによる琵琶湖への影響は琵琶湖流域全体の検討と合わせて考える必要があります。姉川河口地形変化等から見られるように、土砂移動は長期的・広域的な現象であると考えられます。丹生ダム地点では100年間の堆砂量として約700万m³を見込んでいます。以上を踏まえ、丹生ダムでは土砂移動の連続性の確保の対策を検討します。

第4編—第7章「まとめ」より

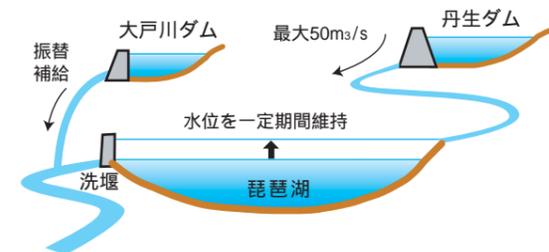
まとめ

琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要があります。急速な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効です。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができます。姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要があります。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効です。姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要です。このためには、丹生ダムの建設が有効です。なお、滋賀県の整備計画との整合を図ります。

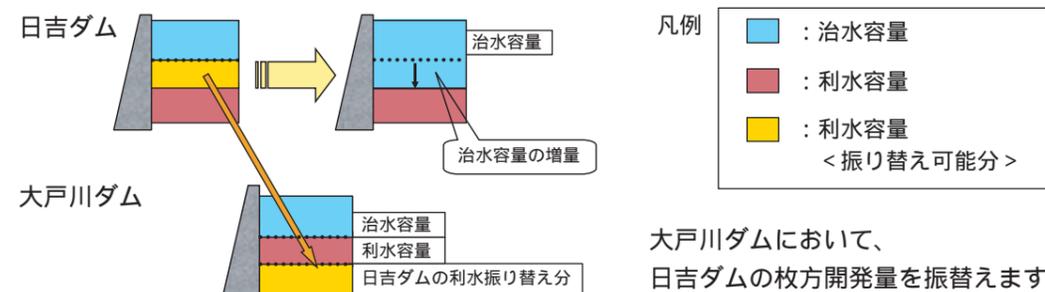
第5編—第1章「琵琶湖環境改善の大戸川ダムの効果」より

(1) 大戸川ダムの必要性・役割

3. 琵琶湖の水位維持のためには、上流から80m³/s程度の補給が必要です。しかし、丹生ダムからの放流量は最大50m³/s程度となることから、琵琶湖の急激な水位低下には十分には追従することはできません。大戸川ダムから振替補給し、瀬田川洗堰からの放流量を削減することによって、琵琶湖の水位を一定期間維持することができます。



第5編—第2章「淀川狭窄部上流（亀岡地区）の治水対策」より



第5編—第7章「まとめ」より

1. 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効です。
2. 狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効です。
3. 大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要です。このためには、大戸川ダムの建設が有効です。なお、滋賀県の整備計画との整合を図ります。
4. 大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果があります。

今後調査・検討しなければならない事項

1. 琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討。
2. 日吉ダムの利水容量の振り替えについての検討。
3. 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。
4. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
5. 利水について、早急な水需要の精査確認。

資料3 - 2 「余野川計画の見直し案説明資料」より

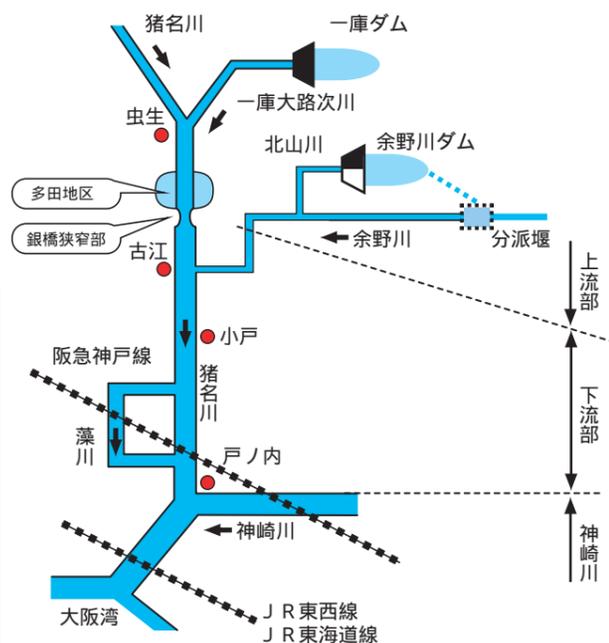
余野川ダム計画の見直し説明資料

1. 猪名川の現状と治水上の課題
2. 猪名川の河川整備の考え方
3. 狭窄部上流の浸水被害の軽減対策
4. 下流部の浸水被害の軽減効果
5. 余野川ダムについて
6. まとめ

「1. 猪名川の現状と治水上の課題」より

1.2 猪名川の治水上の課題
狭窄部上流の浸水被害

狭窄部上流域多田地区では、近年において度々、浸水被害が発生しています。



昭和58年9月洪水被害状況



絹延橋付近



川西市東多田鼓ヶ滝橋付近



能勢電鉄直下流

出典：猪名川河川事務所資料

「3. 狭窄部上流の浸水被害の軽減対策」より

3. 狭窄部上流の浸水被害の軽減対策

狭窄部上流の浸水被害を軽減するために考えられるあらゆる対策案について、各々の効果、事業費、事業工程、周辺自然環境および社会環境に及ぼす影響を検討し、本整備計画において実施可能な対策案を選定します。
また、上記ハードによる対策と同時にソフトによる対策も推進します。

対策案一覧

現在の施設を活用する方法

- ・貯留施設（調節池）
- ・森林の保水機能
- ・田畑の貯留機能



既設ダムを有効利用する方法

- ・一庫ダムの放流操作の変更
- ・一庫ダムの予備放流
- ・一庫ダムの堆砂容量の有効活用
- ・一庫ダムの利水容量の振り替え
- ・一庫ダムの高上げ



新たな施設で対応する方法

- ・バイパストンネル
- ・分水路
- ・新たな遊水地の設置



ピロティ建築
(猪名川町・太陽猪名川自動車学校)

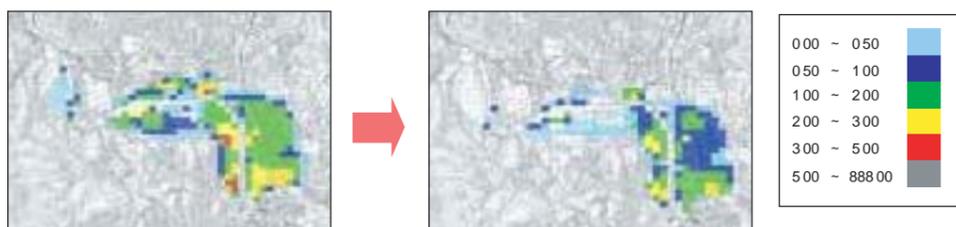
その他の方法

- ・氾濫原対策（土地誘導などのソフト対策）

被害軽減効果

「貯留施設（調節池）」・「一庫ダム堆砂容量活用」・「一庫ダム利水容量振替」・「一庫ダム放流操作変更」・「遊水地」の対策を実施すると、多田地区の被害は

- ・被害額：約 630 億円 約 290 億円
- ・浸水戸数：床上浸水家屋数 1,140 戸 760 戸 / 床下浸水家屋数 290 戸 220 戸



1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替えおよび新たな遊水地の設置が有効である。
2. ここで、既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設としては、余野川ダムが有効である。
3. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を軽減するために、兵庫県の整備計画と調整を図る。

ただし、これら全ての対策を実施しても、既往最大規模の洪水に対する多田地区の浸水被害は解消できません。

多田地区の浸水被害を解消するための狭窄部の開削について

1. 狭窄部上流で、全ての対策を実施しても既往最大規模の洪水に対する浸水被害は解消できません。
2. 一方で、狭窄部下流の河川整備の状況しだいでは、整備計画対象期間内において狭窄部の開削が多田地区の浸水被害軽減対策のひとつとして検討の対象になる可能性があります。
3. 今後、狭窄部の開削が浸水被害の軽減対策のひとつとなり得るのか検討を行います。

「6.まとめ」より

まとめ

1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替えおよび新たな遊水地の設置が有効である。
2. 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。
3. 余野川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

今後、調査・検討しなければならない事項

1. 余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダムおよび一庫ダムの貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。
2. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
3. 利水について、早急な水需要の精査確認

配布資料リスト



資料リスト		資料請求 No
議事次第		R21-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	R21-B
資料2	河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）：住民参加部会からの提供資料	R21-C
資料2補足	「一般意見の聴取反映方法について（案）」（第20回委員会資料1-3）への委員からの意見	R21-D
資料3-1	丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料：河川管理者からの提供資料	R21-E
資料3-2	余野川ダム計画の見直し案説明資料：河川管理者からの提供資料	R21-F
資料3-3	ダム計画の見直し案説明資料参考資料：河川管理者からの提供資料	R21-G
資料4	5月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	R21-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	R21-I

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.26の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2003.5.16現在(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境・利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境・利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境・利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪府立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境・利用部会
17	宗宮 功 (環境・利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境・利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境・利用部会
21	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	-	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境・利用部会 利水部会

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境・利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境・利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境・利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境・利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境・利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境・利用部会 利水部会
38	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境・利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	琵琶湖部会	環境・利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境・利用部会
46	山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	-	環境・利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境・利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境・利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境・利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境・利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境・利用部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第21回委員会(平成15年5月16日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
第20回	H15/4/21(月)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)			第4回	H15/4/18(金)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

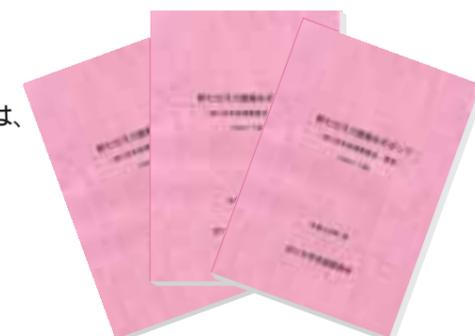
閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.21

2003年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川河川事務所 / 琵琶湖河川事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川河川事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流河川事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。